

香川県介護保険施設等監査実施要綱

第1 目的

この監査要綱は、香川県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8及び第115条の9又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）及び指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、介護保険施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）（以下「平成27年改正省令」という。）第5条による改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は旧指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「旧指定介護予防サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サ

サービス事業者等、旧指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合、又は法令に違反する事項がないか検査を要する場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査の形態及び対象事業者の選定

監査の形態及び対象事業者の選定は、次のとおりとする。

1 随時監査

随時監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会・保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条により指導を行った市町又は県が、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

2 定期監査

定期監査は、長寿社会対策課が定める監査方針に基づき、「香川県介護保険施設等指導実施要綱」の第4の2の（1）アに定める実地指導にあわせて行うほか、法令に違反する事項がないか検査を要する場合に行うものとする。

第4 監査方法等

1 報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

その際、当該サービス事業者等に対して、事前に監査実施の通知を文書で行うものとするが、その性格上事前に通知したのでは、目的が達成できないと判断したときは、事前に通知することなく監査を実施する。その場合においても、当日又は後日通知を行うものとする。

- (1) 市町が、指定権限が県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者等（以下「県指定サービス事業者」という。）

について実地検査等を行う場合は、県は市町から事前に実施する旨の情報提供を受けるものとする。

なお、県指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

- (2) 県は市町が、前項の実地検査を行った結果、指定基準違反が認められるとの通知があったときは、すみやかに以下の3～5に定める措置を取るものとする。

2 監査結果の通知等

- (1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

- (2) 当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

3 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 改善勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 改善命令

サービス事業者等が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6第1項各号、第115条の9第1項各号又は平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

4 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が改善命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

5 経済上の措置

- (1) 改善勧告、改善命令及び指定の取消等の措置に伴い、保険給付額の返還が必要と判断される場合は、その全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。
- (2) 取消処分等により、保険給付額の返還が必要と判断される場合は、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。
- (3) 監査の結果、介護報酬の返還が生じる場合は、その内容について、別紙により保険者へ情報の提供を行うものとする。

6 監査結果の管理

監査の結果については、別紙により管理するものとする。

第5 監査における連携

県と市町は互いに連携を図り、定期的に連絡協議会を開催するなどして、必要な情報交換を行うことで適切な監査の実施に努めるものとする。

第6 その他

指定の取消等の措置を講ずる場合は、事前において、監査及び行政措置の実施について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

附 則

- この監査要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この監査要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この監査要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この監査要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- この監査要綱は、平成30年4月1日から施行する。